



令和3年6月18日

豊川市政記者クラブ加盟社 各位

**愛知県まん延防止等重点措置への移行を受け、
公共施設の利用を午後9時までとします。**

豊川市では、愛知県まん延防止等重点措置の発出を受け、公共施設の利用時間等について、下記のとおりとします。

記

1 利用時間

通常時午後9時以降の利用が可能である施設について、午後9時まで。

2 利用者の上限

収容定員に対して50%以下

(ただし、大声での歓声、声援等の無いことを前提とする場合は100%まで利用可。)

3 飲食を伴う行事等(変更なし)

不可(ただし、個人で用意する水分の補給を除く。)

4 入浴施設の土日営業

土日休みとしていた下記の入浴施設を再開。

- ① 高齢者入浴施設
 - ・ ゆうあいの里ふれあいセンター(平尾町)
 - ・ 健康福祉センターいかまい館(上長山町)
 - ・ 御津福祉保健センター(御津町)

② ふれあい交流館本宮の湯

5 期間

令和3年6月21日(月)から令和3年7月11日(日)まで

※ 各施設の状況、利用条件、イベントの中止等は、市ホームページをご覧ください。

<http://www.city.toyokawa.lg.jp/singatacorona/event/index.html>



【お問合せ先】

(施設利用制限等に関すること)

豊川市役所 市民部文化振興課 坂田 宮嶋

TEL:0533-84-8411 Eメール: bunka@city.toyokawa.lg.jp

(広報・ホームページに関すること)

豊川市役所 秘書課 中村 杉本

TEL:0533-89-2121 Eメール: info@city.toyokawa.lg.jp

※ 詳しくは、各担当課等にお問い合わせください。